

金沢市伝統産業工房等整備資金取扱要領

1 目的

この制度は、別表に定める本市における伝統産業に係る伝統工芸品（以下「伝統工芸品」という。）の製作に従事している者に対し、作業環境の改善に必要な資金の融資を行うことにより、本市の伝統産業の振興及び発展を図ることを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

次のいずれかに該当するものとする。

- ① 市内で本市の伝統産業に係る事業の事業主として、借入れの日まで引き続き1年以上同一事業を営んでいる者で、市税を完納している者
- ② 同一の本市の伝統産業に5年以上携わり、所属組合または師匠の推薦により、市内において事業主として独立しようとするおおむね28才以上の者で、市税を完納している者

4 資金の用途

金沢市内において伝統工芸品を製作するための工房の整備、または工房で使用する設備機器購入のための資金とする。

5 融資条件

- ① 融資限度額 対象経費の4分の3以内の額※とし、限度額は2,000万円とする。
- ② 融資期間 10年以内（1年以内の据置を含む）
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 元金均等償還

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、融資申込書（様式第1号）を事業着手前までに、市長に申し込むものとする。（②に該当するときは、組合または師匠の推薦書を添付すること。）

7 融資の決定

市長は、6に定める融資申込書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、資金の融資の可否を決定し、その旨を申込者及び金融機関に通知するものとする。

8 検査及び融資の時期

- ① 融資の対象となった施設の設置、物件の購入が完了したときは、精算書及び証拠書類の写しを添えて、その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。
(別記様式 設置完了届)
- ② 市長は、8の①における諸手続の完了を確認したときは、直ちに取扱金融機関に通知する

- ものとする。
- ③ 8の②の通知を受けた取扱金融機関は、融資決定者に対し、速やかに貸付けを行うものとする。

9 融資の時期の特例

- ① 対象事業の実施のため、事業完了前に融資の実行を受けようとする者は、6に定める融資申込書に添えて資金計画書（別記様式 資金計画書）を提出しなければならない。
- ② 市長は、9の①に定める資金計画書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、貸付けの全部又は一部を当該対象事業の完了前に行うことを決定し、その旨を申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。
- ③ 9の②の通知を受けた取扱金融機関は、すみやかに融資決定者に対し貸付けを行うものとする。

10 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに市長に報告するものとする。
(別記様式 融資実行報告書)
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

11 融資対象の処分

融資の対象となったものは、融資金の全額を返還するまで、市長の認可を受けなければその運用を停止し、もしくは目的以外にこれを使用し、または譲渡、貸与、売却、設置場所の変更、改造その他の処分をしてはならない。

12 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。

*令和7年度の緩和措置：対象経費の3分の2以内の額 → 4分の3以内の額

別表（第1条関係）

○1. 九谷焼	11. 加賀毛針	21. 琴
2. 大桶焼	12. 加賀竿	22. 三弦
○3. 加賀友禅	13. 竹工芸	○23. 加賀繡
○4. 金沢漆器	14. 二俣和紙	24. かつら・かもじ
○5. 金沢箔	15. 加賀水引	25. 金沢表具
6. 加賀象嵌	16. 銅鑼	26. 手捺染型彫刻
7. 茶の湯釜	17. 菓子木型	27. ガラス
○8. 金沢仏壇	18. 金沢和傘	
9. 桐工芸	19. 加賀提灯	
10. 郷土玩具	20. 太鼓	

○…伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の規定に基づく経済産業大臣が指定したもの。

その他は、伝統的工芸品産業で経済産業大臣が未指定のもの。